

千葉市

パートナーシップ宣誓 ガイドブック

パートナーシップ宣誓を考えている方へ



はじめに

千葉市は、千葉市男女共同参画ハーモニーライン条例（平成14年千葉市条例第34号）の理念に基づき、すべての市民が個人として尊重され、さまざまな個性が響きあい、認めあいながら形づくる社会の実現を目指しています。



その取組みの一環として、パートナーシップを形成しようとする方々が宣誓を行い、市がその宣誓を公的に証明するパートナーシップ宣誓制度を実施しています。

さらに、令和5年4月から未成年の子を含めた関係を証明いたします。

この制度は、お二人のパートナーシップやお子様との関係を尊重するもので、法律上の効果（婚姻や親子・親族関係の形成、相続、税金の控除等）が生じるものではありません。

しかし、お二人やお子様が、かけがえのない関係を構築し、安心して、いきいきと生活ができるよう、行政がその関係を尊重することに、大きな意義があると考えています。

本市といたしましては、今後も、市民や事業者の皆様に制度の趣旨を尊重していただくことを通し、多様なパートナーシップ、家族のあり方に対する社会的な理解が広がり、誰もが自分らしく生きることができる社会が実現することを期待しています。

令和5年4月

千葉市長 神谷俊一

目次

I.	宣誓をするには.....	1
1.	宣誓から宣誓証明書・証明カード受領までの流れ	1
	電話、FAX 又はメールで事前連絡・調整.....	1
	パートナーシップ宣誓	1
	宣誓証明書・証明カードの交付申請	1
	宣誓証明書・証明カードの受領	1
2.	宣誓することができる方.....	2
	成年に達していること	2
	千葉市民であること、又は転入を予定していること	2
	配偶者がいないこと	2
	宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと	2
	宣誓者同士の関係が、近親者でないこと	2
3.	宣誓に必要なもの	4
	パートナーシップ宣誓書（様式第1号）	4
	現住所を確認できるもの.....	4
	独身であることを証明する書類	4
	本人確認ができるもの	4
	子に関する届（様式第3号）※希望する方	4
II.	宣誓証明書・証明カードについて	7
1.	宣誓証明書・証明カードの交付を申請するには.....	7
2.	宣誓内容に変更があった場合（住所変更・パートナーシップ解消等） ...	8
3.	宣誓証明書・証明カードの返還.....	8
III.	都市間連携について	9
1.	千葉市から転出する場合.....	9
2.	千葉市に転入する場合	9
	継続申告の流れ	9
	必要書類.....	9
3.	留意事項.....	10
IV.	よくある質問	11
	パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか	11
	同居していないと宣誓できませんか	11
	「成年に達した者」とは何歳以上ですか	11
	「婚姻をすることができない関係」はどのような場合ですか	11
	養子縁組をしていると宣誓できませんか	11

どうして養子縁組をしていると宣誓できないのですか	11
海外で同性婚をしていると宣誓できませんか.....	12
通称名を使用できますか.....	12
宣誓証明書や証明カードはすぐに交付されますか	12
宣誓証明書や証明カードはどこで利用できますか	12
他の人に代理で宣誓をしてもらうことは可能ですか	12
千葉市外に転出するときはどうしたらいいですか	12
関係を解消した場合には、どうしたらよいですか	12
宣誓書は何年間保存されますか.....	13
パートナーシップ宣誓制度と婚姻はどう違いますか.....	13
パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか	13
法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか	13
なぜ、転入予定でも宣誓できるのですか.....	13
成りすましや偽装等の悪用をされませんか	13
都市間連携をしている自治体から千葉市へ転居する予定ですが、転居前 でも継続申告できますか.....	14
《参考》	15

パートナーシップとは

パートナーシップとは、
互いを人生のパートナーとし
対等な関係で協力しあう
2人の関係です。



I. 宣誓をするには

1. 宣誓から宣誓証明書・証明カード受領までの流れ

宣誓から宣誓証明書・証明カード受領までの主な流れは以下のとおりです。

電話、FAX 又はメールで事前連絡・調整

必ず事前に男女共同参画課まで連絡をしてください。宣誓の日時・場所の調整、必要書類の確認等を行います。

連絡先（男女共同参画課）

TEL 043-245-5060

FAX 043-245-5592

Mail danjo.CIL@city.chiba.lg.jp

※宣誓及び宣誓証明書・証明カードの交付日時は、その後提出又は提示いただく書類に不備がある場合や、予約状況等により、ご希望に沿えない場合があります。

パートナーシップ宣誓

宣誓書を提出します。

予約した日時に、必要書類をお持ちの上、必ずお二人そろってお越しください。ご希望に応じて、個室で対応します。

※ 月～金 午前10時～午後4時 市の閉庁日は除きます。

【市において内容確認】

申請書類をもとに、宣誓の要件を備えているか確認します。

宣誓証明書・証明カードの交付申請

宣誓と同時に、宣誓証明書・証明カードの交付を申請することができます。

宣誓証明書・証明カードの受領

2. 宣誓することができる方

パートナーシップの宣誓をするには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

成年に達していること

満18歳以上の方

千葉市民であること、又は転入を予定していること

市内に住所を有している方、又は転入を予定している方

(宣誓者のうち、いずれか一方で構いません。)

転入予定の方は、宣誓の際に転入予定先の区及び転入予定日を記載してください。

配偶者がいないこと

戸籍全部事項証明書や戸籍個人事項証明書で確認します。

外国人の方は、大使館等で発行される婚姻要件具備証明書（日本語訳を添付）を提出してください。

宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと

同様の制度を実施している他の自治体等で、宣誓者以外の方とパートナーシップの宣誓又は登録を行っている方は、宣誓をすることができません。

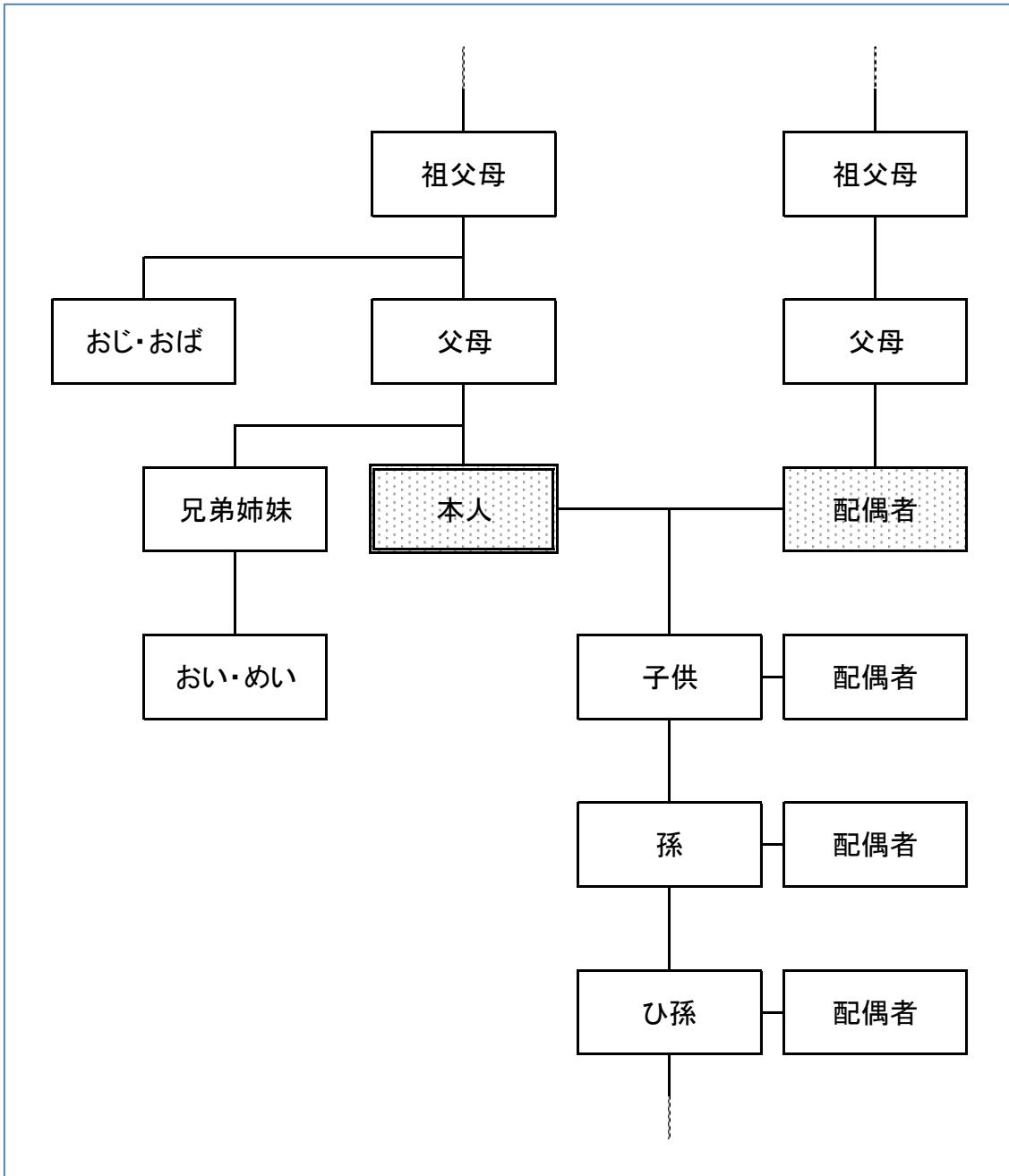
宣誓者同士の関係が、近親者でないこと

民法の規定により、婚姻をすることができない関係にある方は、宣誓をすることができません。

(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にある等。次ページ図を参照)

ただし、宣誓者同士が養子と養親の関係にある場合には、養子縁組を解消した後に宣誓することができます。

パートナーシップの宣誓をすることができない者（近親者）



※個別の事情について相談したい方は、男女共同参画課へご連絡ください。

3. 宣誓に必要なもの

宣誓には、以下のものが必要となります。

パートナーシップ宣誓書（様式第1号）

「宣誓者」及び「確認事項」欄を、もれなく記入してください。
様式は男女共同参画課の窓口に準備しております。また、千葉市ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/danjo/partnership.html>
(書き方は次ページ参照)

現住所を確認できるもの

次のいずれかをお持ちください。

- ・住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）
- ・マイナンバーカード（「通知カード」ではありません。）
- ・運転免許証等の官公署が発行した証明書（現住所が記載されたもの）

独身であることを証明する書類

戸籍全部事項証明書や戸籍個人事項証明書をお持ちください。（3か月以内に発行されたもの）

外国籍の方は、婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書面に日本語の翻訳を添えて提出してください。

本人確認ができるもの

マイナンバーカード、旅券、運転免許証、在留カード、
官公署が発行した免許証等（6ページ参照）



子に関する届（様式第3号）※希望する方

子（未成年の実子又は養子）の届出を希望する方は、関係が確認できる書類（続柄入りの住民票等）を添えてご提出ください。15歳以上の子の場合は、事前に子の同意を得た上で届出をしてください。

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求めことがあります。

【パートナーシップ宣誓書（様式第1号）の書き方】

令和3年 2月 1日

パートナーシップ宣誓書

（あて先）千葉市長

私たちは、千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を宣誓します。

- ・互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成しようとする2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。
- ・同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること。

宣誓者		
(フリガナ) 氏名 (自署)	ハナミガワ ソラ 花見川 空	イナゲ ウミ 稻毛 海
(通称名の場合、戸籍上の氏名)※1	花見川 太郎	
生年月日	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日	平成△△年 △△月 △△日
住所	東京都新宿 市(区)町村 西新宿〇一〇	千葉県習志野 市(区)町村 津田沼△一△
連絡先	電話番号 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇	090 (△△△△) △△△△
	メールアドレス 〇〇〇〇 @ 〇〇〇〇.ne.jp	△△△△ @ △△△△.ne.jp

※1 外国人等の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。通称名を使用して宣誓を行った場合には、証明書の裏面に戸籍上の氏名が記載されます。

なお、宣誓にあたり、次に掲げる事項を確認しました。

確認事項（該当項目に「✓」をつける）		
第3条 第1項	2人とも、成年に達している。	<input checked="" type="checkbox"/>
第2項	2人の少なくともいずれか一方が、市内に住所を有している。 いずれも市外 2人の少なくともいずれか一方が、市内への転入を予定している。※2 在住の場合 転入予定先 中央 区 転入予定日 令和3年 2月24日	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>
第3項	2人とも、配偶者がいない。	<input checked="" type="checkbox"/>
第4項	2人とも、共に宣誓を行おうとしている者以外の者とのパートナーシップがない。	<input checked="" type="checkbox"/>
第5項	直系血族又は3親等内の傍系血族の間でない。 (養子と養方の傍系血族との関係を除く。) 直系姻族の間でない。 養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属の間でない（要綱第3条第5項後段に該当する場合を除く。）。	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>

※2 転出証明書又は市内に転入したことが分かるもの（転入後に発行された住民票の写し等）を転入予定日から14日以内に提出し、又は提示してください。

【本人確認に必要な証明の例】

「氏名」「住所又は生年月日」を確認できるものに限ります。

1枚の提示で足りるもの（例）	2枚以上の提示が必要なもの（例）
<ul style="list-style-type: none">・運転免許証・個人番号カード（マイナンバーカード） (写真付き住民基本台帳カード)・旅券（パスポート）・国又は地方公共団体の機関が発行した 身分証明書・海技免状・小型船舶操縦免許証・電気工事士免状・宅地建物取引士証・教習資格認定証・船員手帳・戦傷病者手帳・身体障害者手帳・療育手帳・在留カード又は特別永住者証明書	<ul style="list-style-type: none">・写真の貼付のない住民基本台帳カード・国民健康保険、健康保険、船員保険、 又は介護保険の被保険者証・共済組合員証・国民年金手帳・国民年金、厚生年金保険又は船員保険 の年金証書・共済年金又は恩給の証書 <p>※学生証、法人が発行した身分証明書で 写真付きのもの ※国又は地方公共団体が発行した資格証 明書のうち写真付きのもの（左記に掲 げる書類を除く。） (「※」の書類のみが2枚以上あっても、 確認できません。上段の証明（国民健康 保険の被保険者証等）と組み合わせて提 示してください。))</p>

出典：法務省ウェブサイト「戸籍の窓口での『本人確認』が法律上のルールになりました」

(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji150.html>)

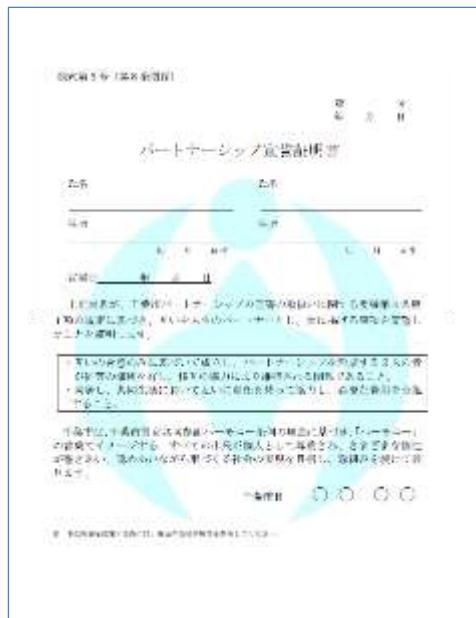
II. 宣誓証明書・証明カードについて

1. 宣誓証明書・証明カードの交付を申請するには

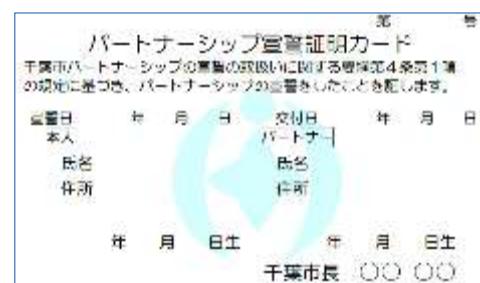
宣誓を行うと、「パートナーシップ宣誓証明書」及び「パートナーシップ宣誓証明カード」の交付を申請することができます。「パートナーシップ宣誓証明書等交付申請書（様式第4号）」をご提出ください。宣誓の要件等に不備が無い場合には、申請日当日に宣誓証明書・証明カードを受領することができます。

なお、内容確認等に時間要する場合がありますので、事前に男女共同参画課にご連絡ください。

市から交付されるもの



パートナーシップ宣誓証明書(A4)



パートナーシップ宣誓証明カード
(携帯用)

※宣誓証明カードは1人1枚のみ発行します。また、再交付は、紛失、毀損等のやむを得ない場合に限ります。

2. 宣誓内容に変更があった場合（住所変更・パートナーシップ解消等）

次の場合は、「パートナーシップ変更・解消届（様式第7号）」を提出してください。

- ・宣誓した事項に変更があった •要件を満たさなくなった
- ・パートナーシップを解消した •一方又は双方が市外へ転出した
- ・一方が死亡した

3. 宣誓証明書・証明カードの返還

パートナーシップを解消したときや双方が市外へ転出したとき（※）は、宣誓証明書・証明カードを市に返還してください。

※転勤又は親族の疾病その他のやむを得ない事情により、一時的に市外へ住所を異動する場合を除きます。

※千葉市と連携協定を締結している自治体へ転出し、継続申告する場合を除きます。詳細は次ページをご参照ください。

パートナーシップの無効

宣誓の要件に該当しないことが判明した場合、当該パートナーシップを無効とします。その場合、無効とした宣誓証明書・証明カードの番号を公表します。

III. 都市間連携について

千葉市と連携協定を締結している自治体の間で転入・転出する場合、手續が一部省略できる場合があります。なお、都市間連携を締結している自治体については、ホームページでご確認ください。

1. 千葉市から転出する場合

千葉市から連携協定を締結している自治体へ転出する場合、パートナーシップ宣誓証明書・証明カードの返還は必要ありません。

転出先の自治体によって継続申告の手續は異なりますので、各自治体のホームページ等をご確認ください。

2. 千葉市に転入する場合

継続申告の流れ

- ①事前に電話、FAX、メールで男女共同参画課までご連絡ください。
- ②調整した日時・場所に、必要書類をお持ちの上、お越しください。
※制度利用者のうちどちらかお一人でも手續は可能ですが、本人確認書類等はお二人分お持ちください。
- ③必要書類を市職員が確認し、不備等がない場合、継続申告が完了します。
なお、「パートナーシップ宣誓証明書」については継続申告した方全員に発行されます。
- ④「パートナーシップ宣誓証明カード」の交付を希望する場合は、申請してください。
- ⑤宣誓証明書・証明カードの受領

必要書類

継続申告には、次のものが必要となります。

- ・パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第2号）
- ・転出元の自治体で交付された「パートナーシップ宣誓書」等
- ・現住所を確認できるもの（千葉市に転入したことがわかるもの）
例：住民票の写し、マイナンバーカード、運転免許証等
- ・本人確認ができるもの
例：マイナンバーカード、旅券、運転免許証、在留カード等

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

3. 留意事項

- ・継続申告の手続の予約をいただきましたら、転出元の自治体に「千葉市が連携協定を締結している自治体から、転入があつたこと」を千葉市より連絡します。
- ・継続申告の手續が完了した後は、宣誓証明書・証明カードの再交付・返還等については、千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに則ります。

IV. よくある質問

パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか

- A. 宣誓や宣誓証明書・証明カードの交付に費用はかかりません。
ただし、宣誓の際に提出する必要書類の交付手数料等が必要になります。

同居していないと宣誓できませんか

- A. 宣誓の時点で同居している必要はありません。

「成年に達した者」とは何歳以上ですか

- A. 満18歳以上です。

「婚姻をすることができない関係」はどのような場合ですか

- A. 次の場合です。
- ・直系血族又は三親等内の傍系血族の間（3ページ図参照）。ただし、養子と養方の傍系血族との場合、宣誓することができます。
 - ・直系姻族の間
 - ・養子、その配偶者、直系卑属又はその配偶者と養親又はその直系尊属との間。ただし、養子と養親の関係であって、当該関係が終了した場合、宣誓することができます。

養子縁組をしていると宣誓できませんか

- A. 宣誓者同士が養子と養親の関係にある場合には、宣誓はできません。
養子縁組を解消した場合には、宣誓を行うことができます。

どうして養子縁組をしていると宣誓できないのですか

- A. パートナーシップは、2人の方が同居、相互協力、費用分担等を誓約するものですので、婚姻をすることができない関係にある方は原則として認められません。
- ただし、宣誓等の制度が無い状況でやむを得ず養子縁組を行う方もいることから、関係の重複を避けるため、養子縁組を解消した場合に限つて宣誓を認めることとしています。

海外で同性婚をしていると宣誓できませんか

A. 宣誓者同士が海外で同性婚をしている場合は、宣誓することができます。

通称名を使用できますか

A. 使用することができます。

通称名を使用した場合には、交付する宣誓証明書や証明カードの裏面等に戸籍上の氏名を記載します。

宣誓証明書や証明カードはすぐに交付されますか

A. 提出された書類等に不備がなく、宣誓が適当と認められる場合は即日交付します。

ただし、内容確認等に時間を要する場合がありますのでご了承ください。

宣誓証明書や証明カードはどこで利用できますか

A. 市の制度では、市営住宅の申込等にご利用いただけます。

今後も、宣誓証明書・証明カードを提示することで利用できる制度を増やしていくとともに、民間事業者や市民の皆様に対しても、宣誓証明書・証明カードの利用等について、周知啓発を進めて行く予定です。

他の人に代理で宣誓をしてもらうことは可能ですか

A. 代理の宣誓はできません。必ず、宣誓者のお二人がそろって窓口にお越しください。

千葉市外に転出するときはどうしたらいいですか

A. 一方又は双方が千葉市外へ転出するときは、変更・解消届を提出してください。お二人とも市外に転出すると、宣誓の要件を満たさないになりますので、宣誓証明書・証明カードを返還してください。

※都市間連携をしている自治体に転出する場合は9、10ページ参照

関係を解消した場合には、どうしたらよいですか

A. パートナーシップを解消した場合には、変更・解消届を提出し、宣誓証明書・証明カードを返還してください。

宣誓書は何年間保存されますか

A. 30年間です。

パートナーシップ宣誓制度と婚姻はどう違いますか

A. 婚姻を行うと、民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利や、税金の控除、親族の扶養義務等様々な権利・義務が発生します。

一方、千葉市のパートナーシップ宣誓制度は、要綱に基づいて実施するため、法的な効力はありません。

また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか

A. 結婚に類似した関係を構築する方法として、公正証書により遺言書を作成する方法や、任意後見契約を結ぶ方法があります。

法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか

A. この制度は、お二人がパートナーシップの関係を形成することを尊重するものです。制度の導入をきっかけとして、様々な事情から婚姻に至らない関係にある方々への社会的理解が進み、パートナーシップを尊重する取組みが広がっていくことを期待し、導入することとしました。

なぜ、転入予定でも宣誓できるのですか

A. 千葉市へ転入し、パートナーと共同生活することを予定している方が、住居等の準備を整えるために必要な場合が想定されるためです。

成りすましや偽装等の悪用をされませんか

A. 市が宣誓を受ける際には、独身であることを証明する書類と、本人確認を行うため身分証明書の提示を求めることで、成りすまし等の悪用を防止します。

なお、宣誓の要件に該当しないことが判明した場合、当該パートナーシップを無効とし、宣誓証明書・証明カードの返還を求めるとともに、無効にした宣誓証明書・証明カードの番号を市ホームページ等で公表します。

都市間連携をしている自治体から千葉市へ転居する予定ですが、転居前でも継続申告できますか

A. 継続申告は転入したことが分かる現住所を確認する書類をご提出いただくため、転居後に行う必要があります。ただし、転居前でも、継続申告を行う日の予約は可能です。

《参考》

千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めることにより、千葉市男女共同参画ハーモニ一条例（平成14年千葉市条例第34号）の理念に基づき、すべての市民が個人として尊重され、さまざまな個性が響きあい、認めあいながら形づくる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約した2人の者の関係をいう。

ア 互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成しようとする2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。

イ 同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること。

(2) 宣誓 パートナーシップを形成しようとする2人の者が、互いをパートナーとし、前号に規定する事項を約することを市長に対して誓うことをいう。

(3) 申告 本市域内へ転入前に、別に定める地方公共団体において、第4条に規定する宣誓に類する行為をし、第8条に規定する証明書及び証明カードに類する書類（以下「証明書等類似書類」という。）の交付を受けた2人の者が、当該事実及びパートナーシップを形成していることを市長に対して申し出ることをいい、宣誓と同様のものとみなす。

(宣誓の要件)

第3条 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していない者は、宣誓をすることができない。

2 2人の者のいずれも、本市域内に住所を有せず、かつ、本市域内への転入を予定していない場合には、宣誓をすることができない。

3 配偶者のある者は、宣誓をすることができない。

4 共に宣誓をしようとしている者以外の者とパートナーシップを形成している者は、宣誓をすることができない。

5 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士の間では、宣誓をすることができない。ただし、同法第729条の規定により親族関係が終了した者同士の間においては、この限りでない。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に次の各号に掲げるすべての書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）、マイナンバーカード、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（有効期間内であるものに限る。）であって住所が記載されているもの
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定により宣誓を行った2人の者（以下「宣誓者」という。）が、いずれも本市域内へ住所を有していない場合には、宣誓書の確認事項欄に記載した転入予定日から14日以内に、本市域内へ転入したことが確認できるもの（住民票の写し、マイナンバーカード、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（有効期間内であるものに限る。）であって住所が記載されているもの）を提出し、又は提示するものとする。

3 宣誓者が本人であるかどうかの確認方法については、戸籍法（昭和22年法律第224号）第27条の2第1項の規定の例による。

(通称名の使用)

第5条 宣誓には通称名を使用することができる。

(申告の方法)

第6条 申告をしようとする者は、パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第2号。以下「申告書」という。）に次の各号に掲げるすべての書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 転入前に交付を受けた証明書等類似書類
- (2) 住民票の写し（申告日前3か月以内に発行されたものに限る。）、マイナンバーカード、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（有効期間内であるものに限る。）であって別に定める地方公共団体の区域内から本市域内への転入が確認できるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第4条第3項及び前条の規定は、申告をする場合について準用する。

この場合において、「宣誓」とあるのは「申告」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定による申告は第4条第1項の規定による宣誓とみなし、

申告した者は、宣誓者とみなすものとする。

(子に関する届出)

第7条 宣誓者は、一方又は双方の未成年の子（実子又は養子に限る。以下「子」という。）の届出をすることができる。

2 子の届出をしようとする者は、子に関する届（様式第3号）を宣誓者の双方で記載し、次に掲げる書類を添え、当該子の親（養子の場合にあっては養親）が市長に提出するものとする。この場合において、15歳以上の子について届出をするときは、事前に当該子の同意を得るものとする。

(1) 子であることを証明する書類

(2) 前号に掲げるもののほか市長が認める書類

3 宣誓者は、前項の規定による届出事項に変更があった場合は、子に関する届に変更後の事項を確認できる書類を添えて市長に提出するものとする。

4 宣誓者又は15歳以上の子は、当該子の届出の削除を希望するときは、子に関する届を市長に提出するものとする。

5 前3項の規定により子に関する届を受けたときは、第4条第3項に規定する方法により、本人確認を行うものとする。

(証明書及び証明カードの交付)

第8条 宣誓者及び前条の規定により届出をされた子は、第13条の規定に基づき宣誓書又は申告書が保存されている場合に限り、パートナーシップ宣誓証明書等交付申請書（様式第4号）によりパートナーシップ宣誓証明書（様式第5号。以下「証明書」という。）及びパートナーシップ宣誓証明カード（様式第6号。以下「証明カード」という。）の交付を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による交付の申請を受けた場合には、当該申請を行った者に対し、第4条第3項に規定する方法による本人確認を行った上で、証明書及び証明カードを交付するものとする。この場合において、第5条の規定により通称名を使用したときには、戸籍に記載されている氏名（外国人等の場合には、これに準ずるもの）を証明書及び証明カードに記載するものとする。

3 第6条第1項に規定する申告をした場合は、第1項に規定する証明書の交付申請をしたとみなすものとする。

4 市長は、前条第2項の届出を受けている場合は、証明書及び証明カードに当該届出を受けた子の氏名及び生年月日を記載するものとする。

(パートナーシップの変更等及び証明書等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ変更・解消届（様式第7号）により市長に届け出るものとする。この場合においては、第4条第3項に規定する本人確認の手続を準用する。

(1) 住所、氏名その他宣誓又は申告時に提出した書類の記載事項に変更があったとき。この場合においては、変更後の事項を確認できる書類を提出し、又は提示するものとする。

(2) パートナーシップが解消されたとき。

(3) 双方が本市域外へ転出したとき。

(4) 一方が死亡したとき。

(5) 宣誓時に提出した書類の確認事項に変更があり、宣誓の要件に該当しなくなったとき。

2 宣誓者は、前項第2号、第3号又は第5号に該当する場合には、交付を受けた証明書及び証明カードを返還するものとする。ただし、国又は地方公共団体の機関への提出等の理由により返還することが困難なときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の届出があった場合において、宣誓者のうちに、同項後段の規定による確認をすることができない者があるときは、当該届出を受領した後遅滞なく、その者に対し、当該届出を受領したこと的通知するものとする。

4 前項の通知については、戸籍法第27条の2第2項の規定の例による。

5 市長は、宣誓者が別に定める地方公共団体へ転出し、当該地方公共団体の首長に対して申告した場合は、第1項の規定により届出がなされ、第2項の規定により証明書及び証明カードが返還されたものとみなすことができる。

(パートナーシップの無効)

第10条 パートナーシップは、次に掲げる場合に限り、無効とする。

(1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。

(2) 第3条各項の規定により、宣誓することができない事由が判明したとき。この場合において、当該パートナーシップは、将来に向かってその効力を失う。

2 市長は、前項の規定によりパートナーシップを無効とするに当たっては、あらかじめ千葉市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、前項の規定によりパートナーシップを無効とした場合には、

宣誓者に交付した証明書及び証明カードの返還を求めるものとする。

(市における宣誓書及び申告書の取扱い)

第11条 市長は、この要綱の規定に基づいて行われた宣誓及び市が交付した証明書の趣旨にのっとり、施策を行わなければならない。

(市民及び事業者への周知)

第12条 市長は、市民及び事業者がこの要綱の規定に基づいて行われた宣誓、申告及び市が交付した証明書の趣旨を理解し、その社会活動の中で最大限に尊重され公平かつ適切な対応を行うよう、周知啓発に努めなければならない。

(宣誓書及び申告書の保存期間)

第13条 市長は、宣誓書及び申告書を30年間保存するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。



千葉市パートナーシップ宣誓ガイドブック
(第5版)

平成31年1月 発行

令和 5年4月 改訂

千葉市市民局生活文化スポーツ部男女共同参画課
TEL 043-245-5060 FAX 043-245-5592
Mail danjo.CIL@city.chiba.lg.jp
<http://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/danjo/>

表紙に使用しているイラストは、市内在住の中学生によるデザインです。千葉市の鳥・コアジサシをモチーフにしています。